

令和6年度 呉市農業参入企業等支援事業 募集要項

1. 事業の目的

呉市農業参入企業等支援事業（以下、「本事業」という。）は、市内外の企業等が市内に農業参入する際に行う施設及び機械の整備等を支援することによって、スマート農業を含む先進的な農業経営に意欲のある企業等の新規参入を促すとともに、農業経営の初期段階にある企業等の経営の早期安定を図ることにより、本市農業の振興、活性化を図ることを目的とします。

2. 支援の内容（補助率及び補助金額の範囲）

本事業の補助率等は、以下のとおりです。

補 助 率	補助対象経費のうち2分の1以内
補 助 金 額	上限：10,000,000円 下限：1,000,000円

※補助金額は、補助対象経費の合計額に補助率を乗じて算出します。また、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

なお、補助金額が100万円を下回るものは、本事業の対象となりません。

また、補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含めません。

※令和6年度の本事業の予算の範囲内での補助となります。（予算額：1,000万円）

3. 補助対象者

(1) 以下のいずれかに該当する者として。

- ① 新たに農業に参入した農業以外の業を営む企業等又は新たに農業に参入することが確実と見込まれる農業以外の業を営む企業等
- ② 農業法人又は新たに設立することが確実と見込まれる農業法人（1戸1法人を除く。）

(2) 補助対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす必要があります。

- ① 市内に農業参入した日から3年を経過していないこと。
- ② 農業又はその関連事業に関する業務の責任者（農業常時従事者）として、役員又は職員を1名以上配置していること又はそれが確実と見込まれること。
- ③ 農業及びその関連事業に関する部門を、農業以外の業とは別の会計としていこと又はそれが確実と見込まれること。
- ④ (1)の①の補助対象者にあつては、農業及びその関連事業を行うために必要な定款の変更を行っていること若しくはそれが確実と見込まれること。
- ⑤ 補助金の交付申請における経営計画において、農地等の確保状況が初年度におおむね2分の1以上確保されていること又は見込まれること。
- ⑥ 補助金の交付申請における経営計画において、事業開始から5年後の雇用計画が農業常時従事者数3名以上となっていること。

- ⑦ 本事業に申請する場合は、国及び県その他団体等の農業参入や規模拡大を支援する事業に、重複して申請を行なっていない又は行わないこと。
- ⑧ 過去に市の同一内容の補助金を含め、国及び県その他団体等の農業参入や規模拡大を支援する補助金の交付を受けていないこと。
- ⑨ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する者がいないこと。
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第17条若しくは第18条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑪ 消費税、地方消費税その他市区町村民税を滞納していないこと。
- ⑫ 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号、第2号及び第3号の規定に基づき、代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

4. 補助対象事業・期間

補助対象者が、市内に農業参入する際に行う事業で、令和6年度内に補助金の交付申請を市長に行った日から原則令和7年2月末日の期間内に実施する事業を補助対象とします。

5. 補助対象経費

次に掲げる経費で、事業の補助対象期間に契約、取得、実施等及び支払が全て完了したものを対象とします。また、証拠資料（仕様書、見積書、領収書、写真等）によって、支払金額及び本事業に係るものと確認できることが必要です。

- (1) 農業経営の開始（用地の取得等を除く）のために必要な施設（先進的な農業を行うための付随的な設備等も含む）の整備に係る経費
- (2) 農業経営の開始のために必要な、生産、出荷、加工等に要する機械（軽トラック等の汎用性がある機械等を除く）の購入に係る経費
- (3) 農産物等の販路の開拓に要する経費（展示会出展料、コンサルティング業務委託費、研修費等）
- (4) 農地等の基盤整備に係る経費

※ (1)及び(2)の対象経費において、施設、機械と一体と認められないもの（什器等）、10万円未満の機械等及び消耗品は対象外とします。

※ 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含めません。

6. 申請書類・期限等

申請書類（様式第1号～第4号）に必要事項を記入の上、提出書類一式に追加

の書類（補助対象経費の根拠資料等）を添えて、呉市産業部農林水産課へ提出してください。なお、提出する際に事前連絡の上、持参又は郵送（郵送の場合は、配送完了が確認できる書留郵便に限る。）してください。また、申請書類は市のホームページからダウンロードできます。

申請書類を作成する際には、別添の「呉市農業参入企業等支援事業補助金交付要綱」を熟読の上、作成してください。

【提出書類一式】

- 1 呉市農業参入企業等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 事業計画及び収支予算書（様式第2号）
- 3 経営計画書（様式第3号）
- 4 誓約書（様式第4号）
- 5 登記事項等確認書類
商業登記簿謄本（全部事項証明書（交付日から3ヶ月以内のもの））の写し
- 6 決算確認書類（直近の3期分）
決算書（貸借対照表，損益計算書，個別注記表）
- 7 納税証明書（市税等の滞納のないことが証明可能な、呉市又は企業等の本社が所在する市区町村で提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- 8 印鑑登録証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- 9 補助対象経費の根拠資料等

申請期限	令和6年10月31日（木）17時15分必着
提出先	呉市産業部農林水産課農業振興グループ（本庁5階） （〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号） TEL（0823）25-3318 担当者：香野

※提出書類の変更や修正は認められません。また、申請された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。

7. 事業者の選定

(1) 選定方法

有識者等からなる審査会（申請書の受付からおおむね3週間後の開催を予定）において、事業の適正・継続性・発展性について審査し、事業者を選定します。
なお、審査会の会議は非公開とします。

また、審査の結果、補助対象者として適するものがないと認める場合は、選定しないことがあります。

(2) プレゼンテーション

提出された申請書類等の内容を審査の後、プレゼンテーションを実施します。
実施日時等については、別途通知します。

(3) 選定基準

補助対象者の選定基準は、審査基準及び配点一覧表（別紙）のとおりとします。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定の結果については、全ての申請者に対して文書で通知するとともに、選定結果の内容等（選定された事業者のみ名称と得点）を市のホームページで公表します。なお、公表までの間は、申請者名及び申請者数、選定結果等についての問

合せには一切応じません。

また、事業実施に当たり、審査会や市から意見を付す場合があります。

8. スケジュール

項目	期間
申請書の受付	募集要項等の公開から令和6年10月31日（木）17時15分必着
審査会の開催	申請書の受付からおおむね3週間後（予定）
交付決定通知	審査会の開催からおおむね2週間後（予定）
事業実施期間	交付決定日から令和7年2月28日（金） ※交付の決定を受けた場合、交付申請日以降の期間も対象
実績報告	事業完了日から40日以内又は 令和7年2月28日（金）までのいずれか早い日
補助金交付	令和7年3月中旬（予定）

9. その他

- (1) 申請に係る一切の費用は、申請者の負担とします。
- (2) 諸事情により辞退する場合は、理由を明記した辞退届（様式自由）を提出してください。
- (3) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがあります。
- (4) 呉市は、提出された書類を本事業以外の目的に使用しません。
- (5) 申請者又は申請者の構成員が募集要項等の公開日から交付決定日までに、次のいずれかに該当する場合は申請を無効とします。
 - ① 呉市から指名停止等の措置を受けた場合
 - ② 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - ③ 3(2) ⑦及び⑨～⑫に該当する場合。

10. 問合せ先

呉市産業部農林水産課農業振興グループ（本庁5階）

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号

TEL（0823）25-3318 担当者：香野

審査基準及び配点一覧表

審査基準		配点
必須条件	呉市に農業参入するに当たり、農地や資金の確保が見込まれること。	適・否 ※否は失格
	評価の視点 <ul style="list-style-type: none"> ・初年度に、農地等をおおむね2分の1以上確保している又は確保する見込みがあるか。 ・当該補助金以外の資金調達が確実であるか。 ・事業計画の内容が、年度内に完了できるスケジュールであるか。 	
経営	事業計画・経営計画書の内容が適正で、安定的・発展的な農業経営となっていること。	60
	評価の視点 <ul style="list-style-type: none"> ・農業に対する熱意や長期的に継続する意思が認められるか。 ・導入する施設や機械の規模及びその利用計画が適正であるか。 ・5年後までの農作物等の作付面積、販売量、販売額が適正で発展的であるか。 ・農作物や加工品の販路(販売先・流通経路)は確保されているか。 ・5年後までの農業部門経営収支計画が適正で、安定的・発展的であるか。 	
生産	必要な農業技術や加工技術を有し、労働力が確保されていること。	25
	評価の視点 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の生産、加工に必要な技術を有している又は取得する見込みがあるか。 ・農業常時従事者数が5年後に3名以上となっているか。また、その労働力(農業常時従事者数・農業臨時雇用者数)は適正でその確保は確実であるか。 	
農業振興・活性化	事業計画・経営計画書の内容が、呉市の農業振興及び地域の活性化につながる取組であること。	15
	評価の視点 <ul style="list-style-type: none"> ・(例)人的、技術的交流により、周辺地域が新たにその作物を栽培するようになるなど地域への波及効果が見込まれるか。 ・(例)栽培する農作物や加工品に目新しさや話題性があり、呉市の活性化に寄与するものであるか。 	
合計点数		100

※必須条件の評価の視点における各項目において否の場合や、合計得点が6割未満の事業者は失格となります。